

兵庫県公報

令和7年12月23日 火曜日 第680号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	1
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更（同）	10
○ 道路の供用開始（同）	10
○ 同 上（同）	11

公 告

○ 入札公告（管財課）	11
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	14
○ 入札公告（農林水産部総務課）	14
○ 令和8年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施（農業改良課）	17
○ 落札者等の公示（物品管理課）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	18
○ 同 上（北播磨県民局）	19
○ 同 上（中播磨県民センター）	19

病院局公告

○ 落札者等の公示	19
○ 隨意契約の相手方等の公示	20

公安委員会告示

○ 技能検定員審査の実施	20
○ 教習指導員審査の実施	22

告 示

兵庫県告示第1144号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

東京都調布市

2 認可年月日

令和7年12月11日

~~~~~

## 兵庫県告示第1145号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区高津字ホユガ谷1337、1337の1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1146号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区茅野字上へ虫カベ563、字屯谷616

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1147号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町切濱字イシブセ309

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1148号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町竹野字青井3575の1、3575の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1149号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町椒字中向山1188の1、字堂ノ上野1479の1、1481、字宮地1487、1488の1、1489、字蔵谷1560の1、1563、字田輪1578の3、1579、字中奥山1610の2、字堂谷1721の1、1722の4、1732の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1150号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町須谷字西谷1076、1081、1083、1084、1084の1、1085の1、1085の3、1086から1088まで、
字井山1159、字田尻1224から1227まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第1151号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区上計字生ガ尾506、513、字上花辺584、字テンボ704の1から704の10まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1152号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区安木字北野139の1、139の5、字坂本167の8、字森谷281、281の1、字阿原1298、1300、字古家1307、1308の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1153号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区沖浦字ワシヲ82、字寺ヶ谷335、字宮尾339の1、字丸山364

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1154号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区入江字柄山660の1、686

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

### 兵庫県告示第1155号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 美方郡香美町村岡区入江字草持283の1、284から288まで、292、294の3、294の4
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1156号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 美方郡香美町村岡区入江字横谷230、235から237まで、239、247、251から253まで、264の1、264の2、265、266の1
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1157号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区入江字大蔵194の1、194の5、字ホウキ355の1、364、字和佐父西平484の1、484の4から484の6まで、484の9から484の13まで、484の16、484の18、484の20、484の24から484の26まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1158号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区長板字朝照820から825まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1159号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区川会字丹土85の2、85の14、85の19、村岡区和田字野尻谷325の1から325の3まで、333の1、333の2、337の2、344の2、344の3、345の1、345の2、345の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1160号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区丸味字岩ノ内37から39まで、41、53、54、57から61まで、66から68まで、71から73まで、75

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1161号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区廣井501から504まで、509、516、517、552、565、569、字釜谷567、596の1、600、605の1、607の1、612

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第1162号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区新屋字熱田1554の1、1554の9、字ナツラ1773の4、1773の45、字与右エ門ガ平ル1902

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第1163号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 4. 247号 荒地西山線

3 事業施行期間

平成9年3月7日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

**兵庫県告示第1164号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年12月23日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                               |    |                 |              |    |
|--------------|-------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>付城細江線  | 姫路市苦編南2丁目363番1から<br>同 市苦編南2丁目25番1まで | 旧  | 7.0から<br>7.0まで  | 117.0        |    |
|              |                                     | 新  | 8.0から<br>8.0まで  | 117.0        |    |

~~~~~

兵庫県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋藤 元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 伊保阿弥陀線	高砂市阿弥陀町魚橋字山西700番6から 同 市阿弥陀町魚橋字尾ノ下591番1まで	旧	4.0から 7.0まで	136.0	
		新	8.0から 11.0まで	136.0	一部 予定地

~~~~~

#### 兵庫県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和7年12月23日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |           |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 国道<br>250号   | 加古川市尾上町安田字柳町388番3から<br>同 市尾上町安田字柳町388番1まで | 旧  | 47.0から<br>57.0まで | 44.0         | 一部<br>予定地 |
|              |                                           | 新  | 47.0から<br>57.0まで | 44.0         |           |

~~~~~

兵庫県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和7年12月23日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域					備 考
	区 間	旧 新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)		
県道 野 口 尾 上 線	加古川市野口町長砂字大塚813番1 から 同 市尾上町安田字宮ノ前406番1 まで	旧	30.0から 41.0まで	662.0	一部 予定地	
		新	30.0から 41.0まで	650.0		

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月23日

契約担当者

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか5庁舎で使用するガス 予定数量412,583立方メートル／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受

けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課 担当 上月
電話 (078)341-7711 内線72125

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間等

令和7年12月24日（水）から令和8年1月19日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月9日（月）午前10時から

場所 兵庫県総務部職員局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年2月6日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月5日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和8年1月19日（月）午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 412,583m³/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2026 through March 31, 2027

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 6, 2026 by direct delivery

17:00 February 6, 2026 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kozuki, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 Ext. 72125

~~~~~

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 氏名又は名称     | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|------------|-----------------|-----------|
| 永和エナジー株式会社 | 尼崎市東海岸町1番26号    | 令和7年3月14日 |

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県農林水産技術総合センターほか11施設で使用する電気

予定数量3,635,992キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線75784

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線74672

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月15日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農林水産部総務課 担当 長木

電話 (078) 341-7711 内線74290

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月15日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月4日（水）午前10時から

場所 兵庫県農林水産部総務課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年2月3日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月2日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和8年1月15日（木）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,635,992 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As shown in the tender documentation

(4) Location:

As shown in the tender documentation

(5) Deadline for tender:

17:00 February 3, 2025 by direct delivery

17:00 February 3, 2025 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagaki, General Affairs Division, Agricultural Affairs Department

Hyogo Prefectural Government

TEL (078) 341-7711 Ext. 74290

~~~~~

### 令和8年度兵庫県立農業大学校入学試験の実施

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和8年度兵庫県立農業大学校有機農業課程の入学試験を、令和7年6月6日付け兵庫県公報第623号の公告に加え、次のとおり実施する。

なお、不測の事態により日程を延期する場合がある。

令和7年12月23日

兵庫県立農業大学校長 小 坂 高 司

#### 1 募集人員、募集方法等

- (1) 定員 10人
- (2) 今回募集人数 5人程度
- (3) 募集方法  
一般入学試験（中期）
- (4) 課程  
有機農業課程

#### 2 教育期間

1箇年（通学制）

#### 3 入学試験

##### (1) 一般入学試験（中期）

###### ア 試験日時

令和8年2月3日（火）午後1時から

###### イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

###### ウ 試験科目

- (7) 筆記試験（小論文）
- (8) 面接試験

###### エ 受験資格

次の(ア)から(イ)のいずれも満たす者

- (ア) 令和8年4月1日現在で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (イ) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者
- (ウ) 有機農業に関心を持ち、自らが実習は場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者
- (エ) 併願可

###### オ 受験手続

###### (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

###### (8) 提出書類

次の書類に入学考查料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考查料は、郵送による場合は令和8年1月5日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

###### a 入学願書

###### b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

###### c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、調査書を提出できないときは、当該調査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

## (a) 学業成績証明書

## (b) 卒業証明書

## (c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

## (d) 提出期間

令和8年1月5日（月）から同月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年1月20日（火）必着とする。

## (e) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## f 合格発表

令和8年2月6日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## g 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

ファイルサーバ拡張機器等一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和7年11月27日

4 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社 神戸支店

神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

5 落札金額

10,393,680円（月額・税込）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和7年10月17日

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東本荘三丁目251番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市野口町良野1615番地

株式会社S-L i f e 代表取締役 白川 裕次郎

3 許可年月日及び許可番号

令和7年7月2日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（7播磨）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市吉川町畠枝字久吾362番の一部、363番の一部、364番、364番1、365番、366番、367番1、367番2、368番、369番1の一部、369番2の一部、

同 市同 町畠枝字一本松395番58の一部、395番60の一部、395番62の一部、395番63から395番65まで、395番68、395番69、395番72、395番79、395番96、395番103、395番107、395番108、395番111、395番131、395番133から395番138まで、395番140の一部、395番141から395番145まで、

同 市同 町畠枝字千王谷396番1の一部、396番6の一部、396番7の一部、396番33、396番34の一部、396番43、396番44、396番46、396番59の一部、396番60から396番65まで、396番67の一部、396番83から396番86まで、396番90

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区豊崎一丁目12番13-401号

音羽電機工業株式会社 代表取締役 吉田 修、吉田 厚

3 許可年月日及び許可番号

令和7年11月27日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5-4号（5三木）

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月23日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市旭二丁目95番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

相生市旭1丁目1番3号

相生市長 谷 口 芳 紀

3 許可年月日及び許可番号

令和7年4月17日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18-3号（5相生）

### 病院局公告

#### 落札者等の公示

制限付き一般競争入札（事後審査型）の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 工事名称  
兵庫県立リハビリテーション中央病院 3階東病棟トイレ改修工事
- 2 工事場所  
神戸市西区曙町1070
- 3 工種  
建築工事一式
- 4 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- 5 入札日時  
令和7年11月6日（水）午前11時
- 6 入札場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館 1階入札室
- 7 落札価格  
22,000,000円（税抜）
- 8 落札者の名称及び住所  
株式会社森工務店 神戸市西区枝吉4丁目127

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
令和7年12月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野口 真三郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立西宮病院・西宮市立中央病院移転業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県立西宮病院 兵庫県西宮市六湛寺町13-9
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年9月26日
- 4 落札者の名称及び住所
日本通運株式会社 神戸支店 兵庫県神戸市中央区浜辺通4丁目1番21号
- 5 随意契約に係る金額
143,311,410円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第264号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

- 1 技能検定員審査の種類
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和8年2月7日（土）から同月20日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和7年12月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和7年12月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年12月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあっては23,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては19,800円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあっては14,450円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては22,200円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和8年3月10日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
電話 0570-078-912

~~~~~

## 兵庫県公安委員会告示第265号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

### 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

### 2 教習指導員審査の期日

令和8年2月7日（土）から同月20日（金）まで

### 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

### 4 教習指導員審査の申請手続

#### ① 提出書類

##### ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和7年12月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

#### ② 提出期間

令和7年12月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

#### ③ 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

#### ④ 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和7年12月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### ⑤ 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあっては15,100円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては12,000円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受け

ようとする者にあっては9,950円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては12,850円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和8年3月10日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912